様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年1月9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　おふぃすおぺれーしょんかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　オフィスオペレーション株式会社  （ふりがな）おかしろ　ひでのぶ  （法人の場合）代表者の氏名　岡城　秀宣  住所　〒105-0004  東京都港区新橋六丁目３番４号  法人番号　6011101049762  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社コーポレートサイト「DXへの取り組み」 | | 公表日 | 2023年2月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト「DXへの取り組み」にて公開  <https://office-operation.co.jp/company/dx.php>  記載箇所：「DXへの取り組み」 | | 記載内容抜粋 | **DXへの取り組み**  建材・建設業界は、業界特有の複雑な商習慣があり、デジタル化が遅れている業界の1つと言われてきましたが、昨今の職人不足や物流・材料コストの高騰といった喫緊の課題への対応に迫られる中で、DXへの取り組みは必要不可欠となっており、技術の進歩やコロナ禍でのワークスタイルの変化などに後押しされ、ようやく動き始めました。  このような状況下において、当社はIT化による業務の効率化や人的資本への投資により企業としての競争力を高め、自社のサービスを変革し続けることで、工務店・流通店・メーカーなどが共存する複雑で裾野の広い業界のDXに寄与すべきと考えています。  我々のミッションは、デジタルテクノロジーを活用し、住宅産業に関わる企業がコア業務に注力するためのITサービスを提供することであり、事業に必要なIT環境を共通化することで業界全体の生産性向上を目指しています。  当社は、住宅資材販売事業を中心としたジオリーブグループの一員であり、長年にわたって蓄積した業界ノウハウやお客様の声をもとに利便性の高いサービスを提供しております。  また、自社に留まることなく、テクノロジーによりメーカーや取引先、さらには、他社システムとも繋がることで付加価値を高め、生み出された収益を運営費用だけでなく、システムの機能拡充やサービス向上のために活用しております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年2月6日付の当社取締役会にて本申請項目（公表事項）の内容を承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社コーポレートサイト「DXへの取り組み」 | | 公表日 | 2023年2月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト「DXへの取り組み」にて公開  <https://office-operation.co.jp/company/dx.php>  記載箇所：「取り組みの実現に向けて」、  「①推進体制」、「②環境整備」 | | 記載内容抜粋 | **取り組みの実現に向けて**  社内の取り組みとして、業務プロセスを見直し、ペーパーレス化の推進やクラウドサービス・アウトソースを活用することで、業務の効率化と人材リソースの再配置を行い、経営資源をデジタルビジネスに集中させていきます。また、人的資本への積極的な投資や人事制度の見直しにも取り組み、デジタル人材の育成と確保にも注力します。  事業運営においては、サプライチェーンに関わる企業をテクノロジーで繋ぎ、ビッグデータを有効活用した新たなサービスの創出に挑戦します。  当社が「業界の情報システム部」となり、業界横断のサービスを加速させることで、業界に関わるすべてのお客様に貢献していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年2月6日付の当社取締役会にて本申請項目（公表事項）の内容を承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：取り組みの実現に向けて　①推進体制 | | 記載内容抜粋 | **①推進体制**  代表取締役社長の直下にDX推進の専任者を配置し、グループ企業との連携およびパートナー各社とも協働しながら、組織と個人の両側面からDXを推進しています。  ・組織：クラウドサービスの活用やISO27001/27017・Pマーク取得、デジタル人材の採用などによるDX推進体制の整備  ・個人：ITパスポートや情報セキュリティマネジメントなどの資格取得を推進しデジタル人材を育成 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：取り組みの実現に向けて　②環境整備 | | 記載内容抜粋 | **②環境整備**  自社の基幹システムおよび外販システムのサーバをオンプレミスからクラウド（AWS）に切替え、自然災害・大火災・テロ攻撃などの大規模災害が発生した場合でも、システムを安定稼働させ、事業継続ができるようBCP体制を強化しました。  また、業務プロセスの改善によるクラウドサービス（※）の活用やテレワーク環境の整備を進め、IT化に努めておりますが、今後も戦略投資として予算を確保し、さらなる環境整備に取り組みます。  ※経費精算、請求書管理、電子印・電子決済、研修のeラーニング化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社コーポレートサイト「DXへの取り組み」 | | 公表日 | 2023年2月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト「DXへの取り組み」にて公開  <https://office-operation.co.jp/company/dx.php>  記載箇所：「戦略KPI」 | | 記載内容抜粋 | **戦略KPI**  取り組み達成の指標（戦略KPI）として、下記を設定しています。  １）DXの推進：戦略投資額  ２）IT化の促進：テレワーク率  ３）デジタル人材の育成：資格取得件数  ４）業界横断のサービス提供：ユーザーID数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年2月10日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイトにて発信  DXへの取り組み  <https://office-operation.co.jp/company/dx.php> | | 発信内容 | 当社代表取締役社長がコーポレートサイト「DXへの取り組み」を通じて業界の抱える課題や動向、DXへの当社の取り組み状況、戦略KPIを発信。  記載箇所：DXへの取り組み  <https://office-operation.co.jp/company/dx.php>  －DXへの取り組み  －取り組みの実現に向けて  　　①推進体制  　　　②環境整備  －戦略KPI |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年10月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」による課題把握を実施。自己診断結果入力サイトから提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社コーポレートサイトで「情報セキュリティ方針」を公表。また、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/27017）を取得しており、定期的な監査を実施し、継続的な改善に努めている。監査の詳細については、別添①「ISMSマニュアル」のP18「パフォーマンス評価」に記載。  ◆公表場所:当社コーポレートサイト「情報セキュリティ方針」  <https://office-operation.co.jp/company/security.php>  　当社が取り扱う情報に対して適切な情報セキュリティを講じて、すべての顧客に信頼と安心を提供していきます。そのための行動指針として「情報セキュリティ方針」を定め、情報セキュリティのためのルール及び管理体制を整備して実行していくことで社会的責務を果たします。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。